

第1章 総論

(1) 計画策定の趣旨

八尾市は平成10年度（1998年度）に八尾市の環境行政の基本的な方向性を示す「八尾市環境総合計画」を策定し、その中で「環境負荷の少ない地球にやさしいまち」という基本方針を定め、地球温暖化対策に関する取り組みを進めてきました。また、平成13年度（2001年度）には「八尾市率先実行計画－エコオフィスプラン－」を策定し、市の事務事業における省エネルギーや省資源等の取り組みを進めてきました。

しかし、本計画の第2章で示すように、八尾市の市域全体から排出される温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年である平成2年度（1990年度）に比べ増加しており、地球温暖化対策の取り組みの強化が求められています。また、平成21年（2009年）4月に八尾市環境審議会から市長に提出された答申では、八尾市が地球温暖化防止へ貢献する計画を策定するなど、地球温暖化対策に重点的に取り組むことが要請されています。

一方、国も平成9年度（1997年度）の京都議定書の採択以来、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を整備するなど、国内の温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で6%削減するという京都議定書の目標達成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成20年（2008年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、八尾市等の特例市にも、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のため、地域全体から排出される温室効果ガスを削減対象とした地球温暖化対策に関する実行計画を策定するよう求めています。

このようなことから、本市では、地球温暖化対策について率先して検討を行い、早期に取り組みを実施できるよう市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減目標や、目標の達成に向けた市民、事業者、八尾市の取り組み等を整理した「八尾市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

今後は、国や大阪府との連携をとりつつ、本計画に即して、地域に密着した地球温暖化対策の取り組みを積極的に進めていきます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「八尾市環境総合計画」の地球温暖化対策に関する部門計画です。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年（1998年）制定、平成20年（2008年）改正）などの関連法との整合性を保ちつつ、今後の八尾市の地球温暖化対策に関する基本的な方向性を定めたものです。

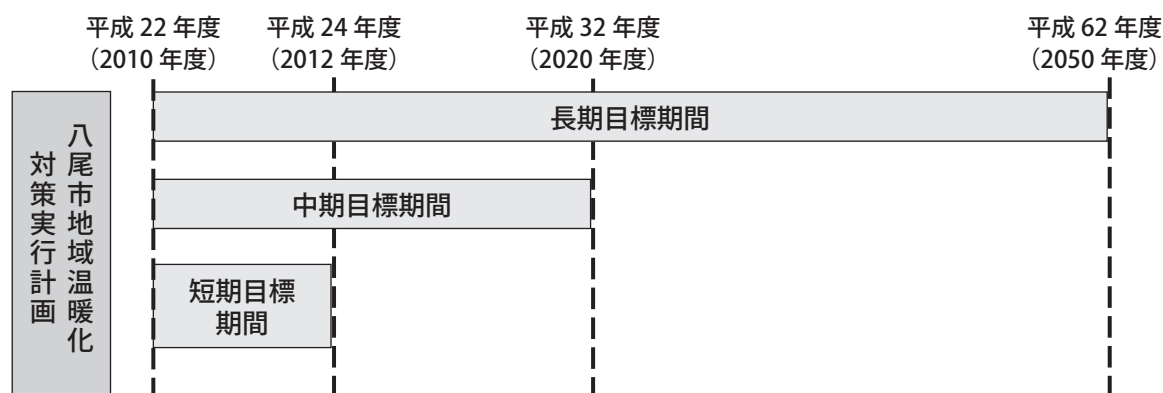
(3) 計画期間

本計画の期間は、平成22年度（2010年度）を初年度とし、京都議定書の第1目標達成期間の最終年である平成24年度（2012年度）を短期目標年度に定めます。

また、初年度から10年目の平成32年度（2020年度）を中期目標期間にするとともに、政府の「低炭素社会づくり行動計画」で長期目標とされている平成62年度（2050年度）を、長期目標年度に決めました。

なお、八尾市を取り巻く環境や社会の情勢が大きく変化するなど、必要な場合は、適宜見直しを図っていきます。

図 1 - 2 計画期間



(4) 対象とする温室効果ガス

京都議定書では、以下の表にあげる6種類のガスを対象として、排出量の削減を求めています。本計画も、京都議定書と同様に、以下の6種類のガスを対象とします。なお、後述しますが、温室効果ガス排出量の推計については、二酸化炭素だけを対象としています。

表 1 - 1 本計画の対象とする温室効果ガス

①二酸化炭素 (CO ₂)	②メタン (CH ₄)	③一酸化二窒素 (N ₂ O)
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	⑤パーフルオロカーボン (PFC)	
⑥六フッ化硫黄 (SF ₆)		

(5) 本計画の構成

本計画の構成を図1-3に示します。

八尾市の地域特性と、温室効果ガス排出量を「第2章 八尾市の現状」に整理しました。

地球温暖化対策に関して、八尾市の温室効果ガス排出削減目標を「第3章 八尾市が目指す温室効果ガス排出削減目標」に整理しました。

第3章に示した中期的な温室効果ガス排出削減目標を達成するための道筋を示すものである中期ビジョンを、「第4章 中期ビジョン」に整理しました。なお、中期ビジョンは、八尾市の地域特性や課題等を考慮し、環境、経済、社会の各分野への波及効果が大きい事業、活動を優先的に抽出して策定したものです。

第4章の中期ビジョンを達成するための、計画の推進体制の確立や進行管理を「第5章 計画の推進にむけて」として整理しました。

また、市民、事業者、八尾市が、日常生活や日頃の事業活動において実行すべき地球温暖化対策の取り組みに関する基本的なガイドラインを、「第6章 市民、事業者、八尾市の行動指針」として整理しました。

図1-3 本計画の構成

